

2021年度 口語詩句賞 応募要領

口語による作詩提唱の一環ですので、口語詩句賞応募作品は口語による作品とさせていただきます

1.口語詩句賞 表彰区分、表彰者ならびに賞金は以下のとおりとする。

新人賞(1名以内) 金100万円(2応募資格(1)～(5)に該当する者)

奨励賞(若干名) 金10万円(2応募資格(1)～(4)に該当する者)

2.応募資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 口語による詩・アフォリズム・俳句・川柳・短歌に対する創作意欲がある者

(3) 優れた作品を通じて、文学の発展に寄与するという熱意を有する者

(4) 当財団運営の口語詩句投稿サイト 72h(※10参照・以下同じ)に5.応募方法規定の作品投稿をした者

(5) 2022年4月1日時点で大学生以上35歳以下の者、もしくは作品創作開始(作品創作ブランクが20年以上の場合は再開後)より10年未満の者

※(5)の資格確認は応募者本人の創作歴申告によります。

※過去の当財団主催口語詩句賞における新人賞受賞者は新人賞への応募資格を有しません。

※新人賞応募者のうち、新人賞に選考されなかった応募者は奨励賞の選考対象となります。

※口語詩句賞(新人賞・奨励賞)受賞者は当財団口語詩句奨励学生の選考対象(応募作品重複は不可)となります。

3.スケジュール

① 口語詩句投稿期間：2021年3月～2022年2月末日

② 応募書類提出期間：2022年3月1日(火)～同15日(火)

③ 選考期間：2022年3月16日(水)～同24日(木)

④ 選考結果決定開示日：2022年3月25日(金)

⑤ 授賞式：2022年3月30日(水)

⑥ 賞金支給日：2022年3月31日(木)

※新人賞は賞状の交付にて受賞者が決定されます。賞状は、原則として、授賞式にて交付します。授賞式を欠席する場合には受賞が取り消されますので、ご出席ください。社会情勢等により授賞式が開催されない場合、または受賞者が出席免除された場合、当財団事務局指示に従い、受賞手続きをして頂きます。奨励賞は書類手続きにて受賞者が決定され、賞状郵送による受賞手続きとなります。

4.作品要領

・詩性を表現しようとした作品

・口語による作品

・1点につき、6文字以上、35文字以内

・漢字1文字は1文字とする(読みがな文字数ではない)

・5行以内とし、1行15文字以内

・句読点、分かち書き、行を空けることを可(空白行も1行)

・なんらかの賞を受賞された作品は対象外とする

※投稿は、文語による作品ではなく、口語による作品のみとさせていただきますようお願い致します。(や、かな、けり、等の切れ字は文語とさせていただきます)

5.応募方法

①応募作品 口語詩句投稿サイト 72h に計36作品以上投稿し、佳作選考された作品から10作品を応募作品として、口語詩句投稿サイト 72h コンクール投稿欄に投稿して下さい。その際、新人賞、奨励賞のいずれかを選択して下さい。

②作品に関する注意事項

・複数のアカウント/IDによる応募は出来ません。

・新人賞と奨励賞の両方に応募することはできません。両方応募した場合、すべての応募が無効となります。

・なんらかの賞を受賞された作品は選考対象外とします。

・選考作品チェックで他作家の既発表作品との類似性が認められた場合、選考対象外となる場合があります。

・上記につき、後日かかる事由が判明した場合、選考対象外となり、賞金は返還して頂きます。

・口語詩句投稿サイト 72h に投稿された作品数が36作品未満または佳作選考された作品数が10作品未満の場合、応

募資格を満たすことができません。

・口語詩句奨学生応募作品との重複は不可とします。重複作品の応募があった場合、それぞれ応募無効となります。

③応募手続 選考を希望される方は、3.スケジュール ②応募書類提出期間中に下記(1)～(4)を当財団宛(※本応募要領9参照・以下同じ)にEメール添付にて提出して下さい。

(1) 当財団が指定する申込書(Excel形式シート)

(2) 住民票(本籍欄表示、個人番号非記載、PDF形式)

(3) 大学生の場合は在学証明書(2022年4月より進学等で在籍教育機関が変更となる場合、入学予定の教育機関の発行する合格証明書等を応募時点で提出のうえ、受賞後に在学証明書を提出頂きます。PDF形式)

(4) 証明写真(縦36・40mm×横24・30mm、縦横比率4:3、JPG形式)

④応募にあたっての注意事項

- ・応募方法と書式・様式・データ形式が異なる応募書類は選考対象外とさせて頂く場合があります。
- ・応募前に、当財団WEBサイト掲載の「口語詩句賞に関する表彰規程」(以下、「口語詩句賞規程」という)を必ずお読みください。本応募要領および口語詩句賞規程を承諾のうえ、ご応募下さい。
- ・受賞された場合、当財団が指定する必要書類を提出して頂きます。
- ・当財団は、氏名(ペンネーム含む)、学歴(最終在籍)、年齢、プロフィール写真または動画(当財団にて撮影)、出身地または本籍地(都道府県及び郡市区まで)、現住所(都道府県及び郡市区まで)、作品、受賞歴等を当財団WEBサイトに公開することができるものとします。
- ・応募頂いた作品の著作権は作者に帰属しますが、当財団にて作品集の出版等で作品使用を行う場合、当財団に対する著作権使用料を予め免除するものとします。
- ・受賞者は、当財団事務局の指示に従い、必要な手続等は怠りなく行い、当財団にて開催するイベント等には原則として参加して頂きます。
- ・応募者の個人情報、法令の定めるところに従い、適正な取扱いを行います。
- ・ご提出いただいた応募書類は返却しません。

⑤応募手続Step(以下の手順にて応募して下さい)

Step1: 2021年3月～2022年2月末日の期間中、口語詩句投稿サイト72h一般投稿欄に継続的に作品投稿

Step2: 2022年3月1日～同15日の期間中、Step1で投稿した作品中、佳作選考作品から10作品を選んで、口語詩句投稿サイト72hコンクール投稿欄に新人賞か奨励賞を選択のうえ提出(作品修正不可)

Step3: 2022年3月1日～同15日の期間中、③応募手続書類(1)～(4)を当財団宛Eメール提出

Step4: 事務局メール確認(事務局受信確認メールを応募者が受信しない場合、迷惑メール振分など送受。送受信エラーの可能性があるので必ずご確認下さい。確認できない場合、当財団事務局宛にEメールにてご連絡下さい。)

6.選考方法

- ・書類選考のみ。
- ・口語詩句投稿サイト72hに投稿され、佳作に選出された作品のみを対象に選考します。
- ・口語詩句賞選考委員(読みがな順・敬称略) 浦歌無子(詩人)、杉本真維子(詩人)、西躰かずよし(俳人・鬘TATEGAMI同人)、林桂(俳人・鬘TATEGAMI代表同人)、龍秀美(詩人)

7.選考結果通知方法

選考結果は当財団WEBサイト(<https://sasakitaijuikueikai.or.jp>)にて発表します。

※選考理由については開示しません。

8.後援 現代俳句協会(東京都千代田区外神田) 思潮社現代詩手帖編集部(東京都新宿区市谷砂土原町)

9.お問合せ先・応募書類提出先メールアドレス

公益財団法人佐々木泰樹育英会 事務局 担当:羽部浩志

E-mail: jimukyoku@sasakitaijuikueikai.or.jp

※応募書類はメール添付にて提出して下さい。※電話でのお問合せは受け付けておりません。

事務局住所 〒104-6591 東京都中央区明石町8番1号 聖路加タワー40階

10.口語詩句投稿サイト72h(<https://kougoshiku-toukou.com>)

©2019-2021 佐々木泰樹育英会

口語詩句賞に関する表彰規程(口語詩句賞規程)

第1章 総則

(根拠)

第1条 公益財団法人佐々木泰樹育英会(以下「本財団」という。)定款第4条第4項に基づき、この規程を定める。

第2章 口語詩句賞の選考

(受賞者の資格)

第2条 本財団による口語詩句新人賞の対象者(以下「新人賞受賞者」という。)は、日本国籍を有するもののうち、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1)口語による詩・アフォリズム・俳句・川柳・短歌に対する創作意欲がある方
- (2)優れた作品を通じて、文学の発展に寄与するという熱意を有する方
- (3)別途定める応募要領(以下「応募要領」という。)に従い作品投稿を行った方
- (4)応募前年4月1日時点で、大学生以上35歳以下の方(A)、もしくはAに該当しない方のうち、口語による詩・アフォリズム・俳句・川柳・短歌の作品の創作開始より10年未満である方(但し、20年以上の創作期間のブランクがあった場合、創作を再開した日を創作開始とみなす)

(5)過去に本財団主催の口語詩句新人賞を受賞していない方

2 過去に本財団主催の口語詩句新人賞を受賞したものは、口語詩句新人賞及び新人賞と同等の資格を必要とする区分の受賞ができない。

3 本財団は、本条第1項第4号の資格を有しないものを口語詩句新人賞と異なる区分で表彰することができる。

4 口語詩句新人賞と異なる区分に関する受賞者の資格(以下「新人賞と異なる受賞者」とし、「新人賞受賞者」と「新人賞と異なる受賞者」を総称して「受賞者」という。)については、理事会が決定する。

(賞金)

第3条 賞金は理事会が決定する。

2 受賞者の区分、人数及び賞金額は、毎事業年度の事業計画を勘案し、理事会が決定する。

3 賞金は、第8条第1号、第3号又は第4号の各規定に該当する場合を除き、返還を要しない。

(応募手続)

第4条 口語詩句賞志望者は、応募要領に従い、本財団の指定する書類を本財団に提出する。但し、本財団事務局は、志望者の資格確認に必要な書類の提出を指示することができる。

(選考手続)

第5条 理事会は、選考分科会の答申を経て、受賞者となる資格を付与する者を選考する。

2 選考分科会は、口語詩句賞志望者について、書類選考を実施した後、面接を実施することができる。

3 口語詩句新人賞を受賞した者は、受賞翌年度以降の口語詩句新人賞に応募することはできない。

4 選考にあたり、本財団の口語詩句事業応募作品の重複があった場合は、当該応募は取り消しとなる。

(決定通知)

第6条 理事長は、口語詩句賞授賞式(以下「授与式」という。)において、受賞者に対し、賞状を授与する。なお、授与式が開催されない場合、本財団の定める方法により同通知書を授与することができる。

2 受賞者は、前項に定める通知書の受領をもって、受賞者たる地位を取得する。

3 受賞者は、正当な理由なく授賞式に欠席した場合、受賞者となる資格を失う。ただし、当財団より授賞式出席につき免除された場合には、この限りではない。

(賞金の給付)

第7条 賞金の給付は、本財団が指定する金融機関に設けた受賞者本人名義の預金口座に、本財団が指定する時期に振り込む方法により行う。ただし、特別の事情がある者については、この限りではない。

(賞金給付の中止)

第8条 本財団は、受賞者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、賞金の給付を中止することができる。

(1) 内容虚偽の書類を提出するなど、応募手続又は選考手続において、不誠実な行為があったことが判明したとき

(2) 賞金の給付を受けることを辞退したとき

(3) 受賞者の知人の本財団関係者が他の本財団関係者に推選を働きかけたことが判明したとき

(4) その他受賞の取消事由が生じたとき

(受賞者の義務)

第9条 受賞者は、口語詩句の創作に励み、優れた考え方の涵養に務めなければならない。

第3章 補則

(実施細則)

第10条 この規程の実施について必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 本規程は、2019年11月19日から施行する。
- 2 本規程の一部を改定し、2020年6月1日から施行する。
- 3 本規程の一部を改定し、2020年10月8日から施行する。
- 4 本規程の一部を改定し、2021年1月5日から施行する。
- 5 本規程の一部を改定し、2021年7月15日から施行する。

口語詩句賞

新人賞 100万円

奨励賞 10万円

後援

現代俳句協会 / 思潮社

作品要領 / ◎詩性を表現しようとした作品 ◎口語 ◎6文字以上、35文字以内
◎漢字1文字は1文字 ◎5行以内、1行15文字以内 ◎句読点、分かち書き、行
空け、それぞれ可 ◎受賞作品は対象外 ◎下記投稿サイトに作品投稿のうえ応募

応募詳細



<https://www.kougoshiku-toukou.com/about/>

公益財団法人 佐々木泰樹育英会

東京都中央区明石町8-1 聖路加タワー40階

当財団は、優れた作品を通じて、文学の発展に寄与するという熱意を有する方を支援させていただきます

●お問合せ jimukyoku@sasakitaijuikueikai.or.jp